

4-1-7 こころの診療部

4-1-7-1 こころの診療部

1. 概要

1.1 こころの診療部とは

こころの診療部とは、子どもとその家族のこころの問題に関する診療を行う部である。こころの診療部各科の外来診療に加えて、心の問題を持った子どもの入院治療、病気を持った子どもと家族へのこころの診療、先端医療へのチームとしての参加、などを行なっている。また、こころの診療は医師だけでは行うことが困難であり、こころの診療部にある心理士を始めとして、ソーシャルワーカーなどの院内との連携や保健・教育・福祉などの地域との連携も重要な課題として行っている。また、急増している子どもの心の問題に対応できる医師の教育として、レジデント教育を重視している。

1.2 こころの診療部の診療体制

こころの診療部は育児心理科、発達心理科、思春期心理科の3つの診療科と臨床心理に分かれている。育児心理科 医長 1名、発達心理科 医長 1名・医員 1名、思春期心理科 医長 1名、臨床心理部門 常勤 2名、非常勤 5名、レジデント医師 6名の職員で診療を行っている。需要は非常に高く、外来診療に関しては、常に2-3ヶ月先の予約まで埋まっている。ただし、早急に対応が必要なお子さんや家族に対しては時間外などを利用して対応している。外来は毎日各科が診療を行っている。外来診療に関しては各科の項を参照していただきたい。

入院診療に関しては、こころの診療部全体として当たっており、週1回こころの診療部の全スタッフとレジデントで回診を行い、全員が全体を把握するようにしている。入院診療はチーム医療として行われている。入院診療の中でこころの診療部として多いのは食行動異常、虐待対応、周産期への対応などである。また、先端医療として肝移植に関しては全てのケースに移植前からこころの支援を行っている。ここでは、こころの診療部全体として対応している入院チーム医療に関して、報告を行う。

2. 入院チーム医療におけるこころの診療

2.1 入院チーム医療におけるこころの診療形態

こころの診療部でのチーム医療へのかかわりは、患者さんもしくはその家族に直接面接を行う形での「直接診療」と医療者を通してかかわる「間接的コンサルト」の2種類に分けることができる。2006年度の入院の新患数は直接診療が198ケース、間接的コンサルトが110ケースであり、全体では308ケースであった。

支援形態	
直接診療	198
間接診療	110
合計	308

2.2 主診断の分類、年齢、性

表は患者面接を行い、診断がついた 107 例の主診断の ICD - 10 による分類である。もっとも多いのは例年同様 F4 の神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害である。これには、病気に罹患していることがストレスとなつての問題と、他の何らかのストレスへのトラウマなどの反応やそれを身体化している場合が含まれる。F7 の精神遅滞や F8 の心理的発達の障害による適応の問題も比較的多い。F5 の生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群が比較的多いのは、摂食障害、特に神経性食欲不振症の入院が多いことによるものとである。これらのケースの年齢と性別を下記に示す。高校生以上の女性が多い背景としては、当センターに周産期診療部があることから、妊娠中もしくは分娩後の女性の診療が多いこと、神経性食欲不振症が殆ど女性であること、などが影響していると考えられる。

ICD分類	
F0症状性を含む器質性精神障害	4
F1精神作用物質使用による精神および行動の障害	1
F2統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	6
F3気分（感情）障害	10
F4神経症性障害、ストレス関係障害および身体表現性障害	29
F5生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	14
F6成人の人格および行動の障害	5
F7精神遅滞	16
F8心理的発達の障害	8
F9小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	14
合計	107

性別	
男	85
女	113
合計	308

年齢	
乳児	29
幼児	27
小学校低学年	33
小学校高学年	21
中学生	26
高校生以上	72
合計	308

3. 研究活動

平成 17 年度に部長（奥山 眞紀子）が中心となつて行った研究は以下の通りである。なお、各診療科の研究は各科の項を参照されたい。

3.1 不適切な養育および PTSD に関する研究

以下の研究補助を受けて研究を行った。

1) 厚生労働科学研究費 子ども家庭総合研究事業

「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究」の主任研究者として、虐待および行動の問題に関する研究を進めている。

「子どもの心の診療に携わる専門的人材の育成に関する研究」（主任研究者 柳澤正義）の分担研究として研究を進めている。

「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究」の分担研究者として、母子生活支援施設入所中の親と子の精神保健に関する調査を行った。

2) 厚生労働省精神・神経疾患委託費

「発達期に発生する外因性脳障害の診断・治療予防のための実証的研究とガイドラインの作成」の分担研究者として、乳幼児揺さぶられ症候群の診断クライテリアを作成した。

4. 社会的活動

部長(奥山 眞紀子)が行った活動は以下の通りである。医長・医員の活動はそれぞれの科の記述を参照のこと。

4.1 厚生労働省社会保障審議会児童部会専門委員会

1) 厚生省 雇用均等児童家庭局 「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 平成 16 年 11 月 - 継続中

4.2 その他の委員会

2) 厚生省 雇用均等児童家庭局 「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」 平成 17 年 3 月 - 平成 19 年 3 月

3) 厚生省 雇用均等児童家庭局 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」 平成 19 年 2 月 継続中

4.3 成育医療センター代表として参加している役職委員

4) 子どもの虹情報センター 運営委員